

# 第2号議案 追加・修正議案（下線部分を追加します）

## 第2章 情勢

### 3 労働者・教職員の生活と権利をめぐる情勢

#### (2) 定年延長をめぐる情勢 (P47)

4月27日の衆議院本会議で、国家公務員の定年を60歳から段階的に65歳へ引き上げる国家公務員法改正案を可決しました。また、6月4日の参議院本会で同案が可決され、成立しました。定年年齢を2023年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、31年度に65歳とするものです。主な内容は次の通りです。

## 第4章 基本方針

### 3 教職員・労働者の権利を確立し、いのちと健康を守るとりくみ (P56)

#### (3) 教職員の命と健康を守るとりくみ

2) 実効性のあるハラスメント防止策になるような、具体的な措置を県や管理職に求めます。

長商で起きたハラスメント事案に係る訴訟を支援し、ハラスメントを起こさない職場づくりを強化します。

## 組合費の改正（素案）について

### 現行

20代	3,000円
30代	4,000円
40・50代	5,000円
再任用・臨時的任用職員	1,000円

### 改正案

20代	3,000円
30代	4,000円
40・50代	5,000円
60代（定年延長）	3,000円
再任用フルタイム・欠補・代替	2,000円
再任用ハーフタイム・非常勤講師	1,000円

### 改正の理由

1. 2022年度から定年延長が予定されており、定年延長後の給与は、7割になる予定で、再任用とは別に組合費の金額を決める必要があるため
2. 再任用が導入されたころは、ハーフタイムを念頭においた組合費であったため、フルタイムとハーフタイムを給与に合わせた金額にするため
3. 定年延長が導入された場合も、再任用ハーフタイムは残るため、ハーフタイムの組合費を決める必要があるため
4. 欠補・代替と非常勤講師の組合費を給与に合わせた金額にするため

### 参考

#### 3,000円

定年延長後の予想される教諭の給与 2級137号給 414,200×0.7=289,940

20代教諭 2級32号給 270,400

#### 2,000円

再任用フルタイム 2級 274,300 1級 234,000

講師 1級15号給 185,700 ～ 1級54号給 251,600

#### 1,000円

再任用ハーフタイム 2級 137,150 1級 117,000

非常勤講師 1時間 2,800

### 改正の時期

定年延長、定年延長後の給料等が確定後の定期大会で提案し、一票投票にて決定する